

いわき市屋外広告物安全管理指針

令和 3年 7月 13日制定

第1 趣旨

本指針は、いわき市屋外広告物条例（平成10年いわき市条例第49号。以下「条例」という。）に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）による安全点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針における点検を要する広告物等の適用範囲は、いわき市屋外広告物条例施行規則（平成11年いわき市規則第59号。以下「規則」という。）第13条の2の規定に基づき、次に掲げる広告物等を除く全ての広告物等とする。

- 1 はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、のぼり及び広告旗
- 2 建物の外壁面に表示する広告物
- 3 自動車又は電車に表示する広告物
- 4 アドバルーン

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
- (2) 「標準点検」とは、概ね60cm以内に近づいての目視、触診、打音その他により点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外して内部の点検も行うものとする。
- (3) 「詳細点検」とは、測定器等を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検箇所について寸法等の測定及び強度等の試験等を行うものとする。

第4 点検者の資格

広告物等の所有者等は、規則第13条の3の規定に基づき、地表から広告物等の上端までの高さが4mを超えるものの点検を行うときは、規則第13条の4の規定に基づき、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 1 屋外広告士
- 2 1級建築士又は2級建築士
- 3 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

第5 点検の実施

1 広告物等の所有者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し又は変更したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより、広告物等の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。

- (1) 広告物等の点検時期及び点検方法は別表のとおりとする。
- (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。
- (3) 目視点検又は標準点検を実施しても、なお、安全性の判断ができない場合は、詳細点検により広告物の状態を確認すること。
- (4) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められるときは、直ちに点検すること。
- (5) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

点検箇所	点 検 項 目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

- 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）及び「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人 日本サイン協会、一般社団法人 サインの森）を参照すること。

第6 危害防止等の措置

点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、広告物等の所有者等と管理者は協力して状態に応じ補修、改修、撤去及び応急的な危害発生防止措置等、必要な措置を直ちに講じなければいけない。

第7 安全点検結果記録の作成・保管・報告

- 1 第5による点検結果は、屋外広告物安全点検結果記録票（以下「点検結果記録」という。）により作成しなければならない。
- 2 前項に定める点検結果記録に点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類等）とあわせて、当該広告物等が除却されるまでの間、所有者、占有者、管理者等の関係者で共有し、保管しなければならない。
- 3 広告物等の許可の期間の更新を申請しようとする者は、申請日前3月以内に第5による点検を行い、屋外広告物許可更新申請書（規則第3号様式）に点検結果記録を添付することにより点検結果を報告しなければならない。
- 4 第2項により保管する点検結果記録は、市長から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、令和4年1月1日から運用する。なお、第4の規定は、令和5年1月1日から運用する。

別表（第5関係）

点検周期	表示・設置・変更時	災害の発生時 又は発生後	設置年数			
			3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期が不明
点検方法	標準点検	目視点検 ※報告義務無	目視点検	目視点検	標準点検	3年以内ごとに標準点検
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準点検又は詳細点検を実施	上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施			